工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
北首都国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事
工事地名	埼玉県八潮市八條地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 6月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 7月	
２）	事務所名	北首都国道事務所　工務課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号			１４）	単価適用年月	2026年 7月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 7月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	道路改良工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	187日間	自　令和 8年 8月24日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	埼玉県		２２）	処 分 費 等	0	
１０）	地　　区	浦和地区		２３）	公 告 日	令和 8年 6月 9日	
１１）	河川・路線	一般国道４号		２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		73,960,000			
地盤改良工		式	1		73,422,400			
固結工(ICT)		式	1		73,422,400			
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (1) 杭種C-11	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 40m	本	7	1,939,000	13,573,000			単-1号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (2) 杭種A-8	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.3m 長さ(杭長) 32.9m	本	26	882,300	22,939,800			単-2号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (3) 杭種A-9	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.4m 長さ(杭長) 33.3m	本	28	812,700	22,755,600			単-3号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (4) 杭種A-10	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 43.2m	本	14	1,011,000	14,154,000			単-4号
仮設工		式	1		537,600			
交通管理工		式	1		537,600			
交通誘導警備員		人日	28	19,200	537,600			単-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費		式	1		73,960,000			
共通仮設費		式	1		18,173,400			
共通仮設費		式	1		10,741,400			
運搬費		式	1		8,908,000			
重建設機械分解組立輸送費		回	1	8,908,000	8,908,000			単-6号
技術管理費		式	1		1,212,400			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,150,000			内-1号
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式	1		62,400			内-2号
現場環境改善費（率計上）		式	1		621,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		7,432,000			
純工事費		式	1		92,133,400			
現場管理費		式	1		27,510,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		119,643,400			
一般管理費等		式	1		21,486,600			
工事価格		式	1		141,130,000			
消費税相当額		式	1		14,113,000			
工事費計		式	1		155,243,000			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)	深層混合処理機ｽﾗﾘｰ式	式	1		1,150,000			
合　計					1,150,000			

一式当たり内訳書

六価ｸﾛﾑ溶出試験費

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		検体	8	7,800	62,400			
合　計					62,400			

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (1) 杭種C-11	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 40m	単位	本	数量	1	単価	1,939,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種C-11	杭径Φ1600 打設長45.3m 杭長40.0m	本	1	1,939,000	1,939,000	
計					1,939,000	
単価					1,939,000	円／本

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (2) 杭種A-8	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.3m 長さ(杭長) 32.9m	単位	本	数量	1	単価	882,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-8	杭径Φ1600 打設長35.3m 杭長32.9m	本	1	882,300	882,300	
計					882,300	
単価					882,300	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (3) 杭種A-9	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.4m 長さ(杭長) 33.3m	単位	本	数量	1	単価	812,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-9	杭径Φ1600 打設長35.4m 杭長33.3m	本	1	812,700	812,700	
計					812,700	
単価					812,700	円／本

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (4) 杭種A-10	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 43.2m	単位	本	数量	1	単価	1,011,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-10	杭径Φ1600 打設長45.3m 杭長43.2m	本	1	1,011,000	1,011,000	
計					1,011,000	
単価					1,011,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	19,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ａ			人日	1	19,200	19,200		
計						19,200		
単価						19,200	円／人日	

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	1	単価	8,908,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)二軸式　Φ1600㎜】								
重建設機械分解組立輸送		分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	回	1	8,908,000	8,908,000		
計						8,908,000		
単価						8,908,000	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｽﾗﾘｰ攪拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種C-11	杭径Φ1600 打設長45.3m 杭長40.0m	単位	本	数量	1	単価 1,939,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.74	32,700	24,198	
特殊作業員		人	2.22	29,000	64,380	
普通作業員		人	0.74	25,900	19,166	
ｾﾒﾝﾄ系固化材	特殊土用　ﾊﾞﾗ	t	48.69	19,600	954,324	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0.74	617,100	456,654	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	日	0.74	96,600	71,484	
諸雑費（率＋まるめ） 46%		式	1		291,794	
ICT建設機械経費加算額		日	0.74	77,280	57,187	
計					1,939,187	
単価					1,939,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｽﾗﾘｰ攪拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-8	杭径Φ1600 打設長35.3m 杭長32.9m	単位	本	数量	1	単価 882,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	32,700	10,137	
特殊作業員		人	0.94	29,000	27,260	
普通作業員		人	0.31	25,900	8,029	
ｾﾒﾝﾄ系固化材	特殊土用　ﾊﾞﾗ	t	24.34	19,600	477,064	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0.31	617,100	191,301	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	日	0.31	96,600	29,946	
諸雑費（率＋まるめ） 43%		式	1		114,663	
ICT建設機械経費加算額		日	0.31	77,280	23,956	
計					882,356	
単価					882,300	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｽﾗﾘｰ攪拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-9	杭径Φ1600 打設長35.4m 杭長33.3m	単位	本	数量	1	単価 812,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	32,700	10,137	
特殊作業員		人	0.94	29,000	27,260	
普通作業員		人	0.31	25,900	8,029	
ｾﾒﾝﾄ系固化材	特殊土用　ﾊﾞﾗ	t	20.79	19,600	407,484	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0.31	617,100	191,301	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	日	0.31	96,600	29,946	
諸雑費（率＋まるめ） 43%		式	1		114,643	
ICT建設機械経費加算額		日	0.31	77,280	23,956	
計					812,756	
単価					812,700	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｽﾗﾘｰ攪拌工　二軸施工(変位低減型) 杭種A-10	杭径Φ1600 打設長45.3m 杭長43.2m	単位	本	数量	1	単価 1,011,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.37	32,700	12,099	
特殊作業員		人	1.11	29,000	32,190	
普通作業員		人	0.37	25,900	9,583	
ｾﾒﾝﾄ系固化材	特殊土用　ﾊﾞﾗ	t	26.97	19,600	528,612	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0.37	617,100	228,327	
深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	日	0.37	96,600	35,742	
諸雑費（率＋まるめ） 43%		式	1		136,647	
ICT建設機械経費加算額		日	0.37	77,280	28,593	
計					1,011,793	
単価					1,011,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,200	19,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,200	
単価					19,200	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	8,908,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	64.6	29,000	1,873,400	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力６０ｔ吊	日	9.9	101,000	999,900	
運搬費等率 210%		式	1		6,033,930	
諸雑費（まるめ）		式	1		770	
計					8,908,000	
単価					8,908,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	六価ｸﾛﾑ溶出試験費		単位	検体	数量	1	単価	7,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		検体	1	7,800	7,800	
計					7,800	
単価					7,800	円／検体

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	単位	日	数量	1	単価	617,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	72	147	10,584	
深層混合処理機（スラリー式）二軸式・変位低減型	９０ｋＷ×２　杭径φ１６００ｍｍ　最大深度２６ｍ	供用日	1.61	357,000	574,770	
諸雑費（まるめ）		式	1		46	
計					617,100	
単価					617,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	単位	日	数量	1	単価	96,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
深層混合処理機スラリー式〔スラリプラント全自動〕	プラント練能力４０ｍ３／ｈ	供用日	1.61	60,000	96,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					96,600	
単価					96,600	円／日

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ICT建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ICT建設機械経費加算額		供用日	1.61	48,000	77,280	
計					77,280	
単価					77,280	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	単位	日	数量	1	単価	617,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	72	147	10,584	
深層混合処理機（スラリー式）二軸式・変位低減型	９０ｋＷ×２　杭径φ１６００ｍｍ　最大深度２６ｍ	供用日	1.61	357,000	574,770	
諸雑費（まるめ）		式	1		46	
計					617,100	
単価					617,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	単位	日	数量	1	単価	96,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
深層混合処理機スラリー式〔スラリプラント全自動〕	プラント練能力４０ｍ３／ｈ	供用日	1.61	60,000	96,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					96,600	
単価					96,600	円／日

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ICT建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ICT建設機械経費加算額		供用日	1.61	48,000	77,280	
計					77,280	
単価					77,280	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転 最大施工深度26m	二軸式･変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	単位	日	数量	1	単価	617,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	72	147	10,584	
深層混合処理機（スラリー式）二軸式・変位低減型	９０ｋＷ×２　杭径φ１６００ｍｍ　最大深度２６ｍ	供用日	1.61	357,000	574,770	
諸雑費（まるめ）		式	1		46	
計					617,100	
単価					617,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機(ｽﾗﾘｰ式)運転	ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ(全自動)40m3/h	単位	日	数量	1	単価	96,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
深層混合処理機スラリー式〔スラリプラント全自動〕	プラント練能力４０ｍ３／ｈ	供用日	1.61	60,000	96,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					96,600	
単価					96,600	円／日

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ICT建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ICT建設機械経費加算額		供用日	1.61	48,000	77,280	
計					77,280	
単価					77,280	円／日

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	73,960,000
(2)共通仮設費	18,173,400
(3)純工事費 (1)+(2)	92,133,400
(4)現場管理費	27,510,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	119,643,400
(7')一般管理費等(計上額)	21,486,600
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	141,130,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　21,488,705)

(11)消費税相当額	14,113,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	155,243,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	141,130,000
(14)調査基準価格	140,206,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	127,460,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	73,960,000	直接工事費	73,960,000	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	73,960,000	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	73,960,000		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	10.05 %		0 %	
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	10.05 %			
計上額	7,432,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	73,960,000	直接工事費	73,960,000		
非対象額計（－）	0				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	73,960,000	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.84　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.84　％				
計上額	621,000		0		0
比較結果　当該追加工事	Ａ			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	10,120,400				
運搬費	8,908,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,212,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	18,173,400

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	92,133,400	単独（追加工事）直接工事費	73,960,000	単独（追加工事）共通仮設費	18,173,400
非対象額計（－）	62,400				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	62,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	92,071,000	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	92,071,000		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.88 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	29.88 %		0 %		
計上額	27,510,000		0		0
			4,756,081 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

国土交通省 関東地方整備局

一般管理費等（当初）

事務所名	北首都国道事務所　工務課			工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事

工事原価	119,643,400						
純工事費	92,133,400	現場管理費		27,510,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	62,400						
管理費区分９	62,400	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	119,581,000		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	119,581,000		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	119,581,000						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	17.93 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費	21,486,600						
業務委託料等	0						
調査基準価格	140,206,000						
調査基準価格の100/110	127,460,000	（ 90.31 %）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
地盤改良工		式		1		
固結工(ICT)		式		1		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (1) 杭種C-11	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 40m	本		7		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (2) 杭種A-8	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.3m 長さ(杭長) 32.9m	本		26		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (3) 杭種A-9	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.4m 長さ(杭長) 33.3m	本		28		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT) (4) 杭種A-10	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 43.2m	本		14		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その１工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部）
八潮地区地盤改良その１工事

特記仕様書

令和８年６月

国土交通省　関東地方整備局
北首都国道事務所

第１章　総　則

第１条　適　用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録
１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力
土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。
起点　埼玉県八潮市八條　　緯度 35°51’19”　経度 139 °49’46”
終点　埼玉県八潮市八條　　緯度 35°51’22”　経度 139 °49’46”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力
土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とし、以下のとおりとする。
本工事は、国道４号東埼玉道路八潮地区において、地盤改良工を行う工事である。
当該地点周辺は、田畑と家屋が点在している。
主な工事内容は、固結工(ICT)：スラリー攪拌(ICT)(1)杭種 C-11　7 本、スラリー攪拌(ICT)(2)杭種 A-8　26 本、スラリー攪拌(ICT)(3)杭種 A-9　28 本、スラリー攪拌(ICT)(4)杭種 A-10　14 本を予定している。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力
土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認

のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号は以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｒ５国道4号東埼玉道路橋梁詳細設計（その３）	4055283495

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

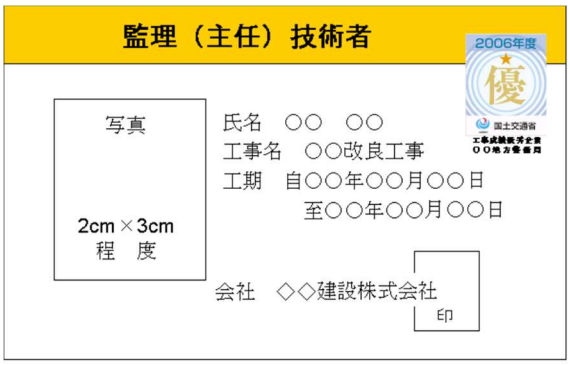

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　低入札価格調査制度調査対象工事について

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。（別紙様式－０）

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表

比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 地盤改良工

第１４条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）:令和 7 年 3 月」によるものとする。

第１７条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の

情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和８年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条　設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」
（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮す

るものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条　設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第２４条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条　公共建設工事における分別解体等

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （地盤改良工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２８条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧
（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２９条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会,<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３０条　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）について(発注者指定型)

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された地盤改良工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

また、地盤改良工の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

１）３次元ＭＧ機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。

（１）出来形管理

以下１）を用いて、出来形管理を行うものとする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるも

のとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事の費用について（発注者指定型）

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

実施した場合は、以下の（１）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（スラリー撹拌工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３３条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３４条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1)洋式(洋風)便器

(2)水洗及び簡易水洗機能

(し尿処理装置付き含む)

(3)臭い逆流防止機能

(4)容易に開かない施錠機能

(5)照明設備

(6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を 5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8)周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9)サニタリーボックス

(女性用トイレに必ず設置)

(10)鏡と手洗器

(11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12)室内寸法 900㎜×900㎜ 以上(面積ではない)

(13)擬音装置(機能を含む)

(14)着替え台

(15)臭気対策機能の多重化

(16)室内温度の調整が可能な設備

(17)小物置き場

（トイレﾂﾄペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格･基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基･月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬･設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの｢質の向上｣に要する費用

快適トイレの｢質の向上｣として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格･基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実

施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３５条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	２８人（うち有資格者　２８人）	交代要員無し

６．本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

７．受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第３６条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３７条　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理

者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３８条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３９条　事業損失防止施設

工事施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、必要な調査を行うものとする。なお、設計変更の対象とする。

第４０条　特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という。)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４１条　建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４２条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４３条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４４条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

（１）当該車両に関する特殊車両通行許可証

（２）現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと。）

（３）車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき監督職員へ提示するものとする。

第４５条　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第４６条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係

環境対策の充実を実施するものとする。

（２）営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）及び現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）を実施するものとする。

（３）安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

（４）地域連携

工事工程表の掲示を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第４７条　給　水

地盤改良工における、給水については当初見込んでいない。詳細については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第４８条　工　期

１．工期は、雨天、休日等２４日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

第１条準備期間	４０日間
第２条後片付け期間	２０日間
第３条雨休率(猛暑日補正有り) （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	０．７９

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２５日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１２日間（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

ハ）過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（さいたま観測所）及環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することが

できる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式−１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

第４９条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③　工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤　その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５０条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙−５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５１条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５２条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の

方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５３条　施工時期及び施工時間の変更

本工事は、下記の制限がある。

１．制限箇所

本工事施工範囲内

２．制限する施工内容

土地の形質変更を伴う内容

３．制限する施工内容の施工方法

本工事の現場着手にあたっては、土壌汚染対策法第１２条第１項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の１４日前までに、「形質変更時要届出区域内における土地の形質変更」の届出が必要である。届出は発注者が実施するものとし、受注者は届出に必要な資料（施工方法、地下水汚染が拡大された場合の対応、緊急時の体制及び対応、計画工程表等）を監督職員へ提出するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４．作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第５４条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その２工事（予定）	埼玉県八潮市八條地先	令和８年９月～ 令和９年２月（予定）

Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その３工事（予定）	埼玉県八潮市八條地先	令和８年１０月～ 令和９年２月（予定）

第５５条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５６条　新技術等の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５５条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５５条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技

術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５７条　建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するも

のとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５８条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映

像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５９条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手す

る３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案　対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６０条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５５条　新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６１条　六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

固結工(ICT)　ｽﾗﾘｰ攪拌(ICT)：配合設計段階８検体

合計８検体

第６２条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第６３条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第６４条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を株式会社緑エンジニアリングに委託している。

第６５条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６６条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

　ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６７条　品質証明

　本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６８条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 8 年 2 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

　「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

　なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 8 年 2 月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

　オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバーへのオンラインによる納品を原則とする。

　なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第６９条　技術検査

１．本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定する

ものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７０条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７１条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　一般施工

第７２条　セメント

深層混合処理のセメント量については下表のとおりとする。

セメントの種類	使用量区分
ｾﾒﾝﾄ系固化材（特殊土用）・ﾊﾞﾗ	1000ｔ以上

第７３条　固結工

１．本工事で施工する深層混合処理工は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

①設計条件

ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ No	層	層厚(m)	γ(t/m3)	Φ(°)	C(kN/m2)
R3-No.7-2	B	1.20	16	－	5
	Ac1	1.05	13	－	5
	As1	4.25	15	25	－

	Ac2	4.20	15	―	30
	As2	7.20	16	25	―
	Ac3	16.9	15	―	75
	Ac4	7.50	16	―	70
	Ds3	4.00	20	30	―

②設計基準強度

工法名	杭種	一軸圧縮強度	改良率
スラリー系混合 （機械攪拌方式）	A-8 A-9 A-10 C-11	qu=1000kN/m2 qu=800kN/m2 qu=800kN/m2 qu=800kN/m2	― ― ― ―

③標準配合

工法	杭種	固化材	水	混和剤	備考
スラリー系混合 （機械攪拌方式）	A-8 A-9 A-10 C-11	320kg/m3 270kg/m3 270kg/m3 270kg/m3	320L 270L 270L 270L	6.4kg/m3 5.4kg/m3 5.4kg/m3 5.4kg/m3	改良対象土 1m3 当り

３．標準配合量は上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定するものとする。

４．地盤改良に伴い発生する盛り上がり土は、本工事内で仮置きすることを見込んでいるが、詳細については監督職員と協議するものとする。

５．混和剤については、当初計上していない。詳細については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第７４条　ヤード造成

地盤改良における施工基面の整備については、当初計上していない。詳細については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第７５条　工事用道路工

搬入路は現道を想定している。なお、詳細については監督職員と別途協議するものとする。また搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ補修するものとし設計変更の対象とする。

第３章　その他

第７６条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第７７条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第７８条　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	・第５４条 ・第５３条 ・第４８条 ・第４８条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ■ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	・第４１条 ・第４２条 ・第３９条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	 ・第３５条 ・第３８条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	 ・第７５条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	・第２５条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

概略工事工程表

工事名：R7国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その1工事

工種		単位	数量	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考（パーティ(pt)数等）
準備工		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能							・40日間
地盤改良工		式	1								・1pt
後片付け工		式	1								・20日間
制約条件	夏季	―									・8月中旬
	年末年始	―									・12月下旬～1月上旬
	関係機関協議	―									
	工事関連	―									R7国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その2工事
		―									R7国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その3工事
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正あり）を適用									

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

位置図　S=1:50,000

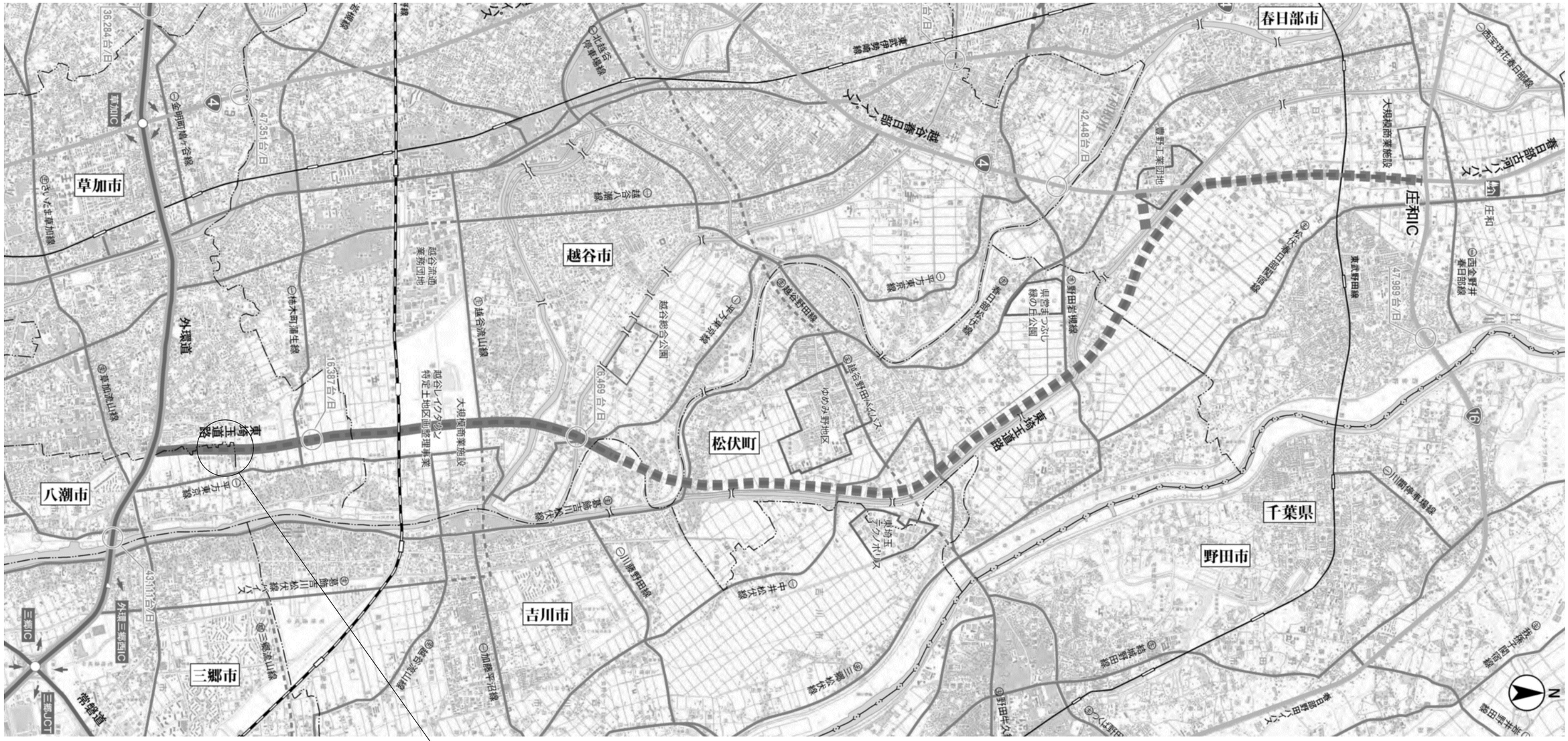

今回工事箇所
埼玉県八潮市八條地先

1:50,000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000m

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事								
図面名	位置図								
作成年月日	令和　8　年　6　月　　日								
縮尺	1:50,000	図面番号	1 / 8						
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社								
所長		副所長		課長		専門調査官		専門官・係長		担当	
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所								

平面図 S=1:250

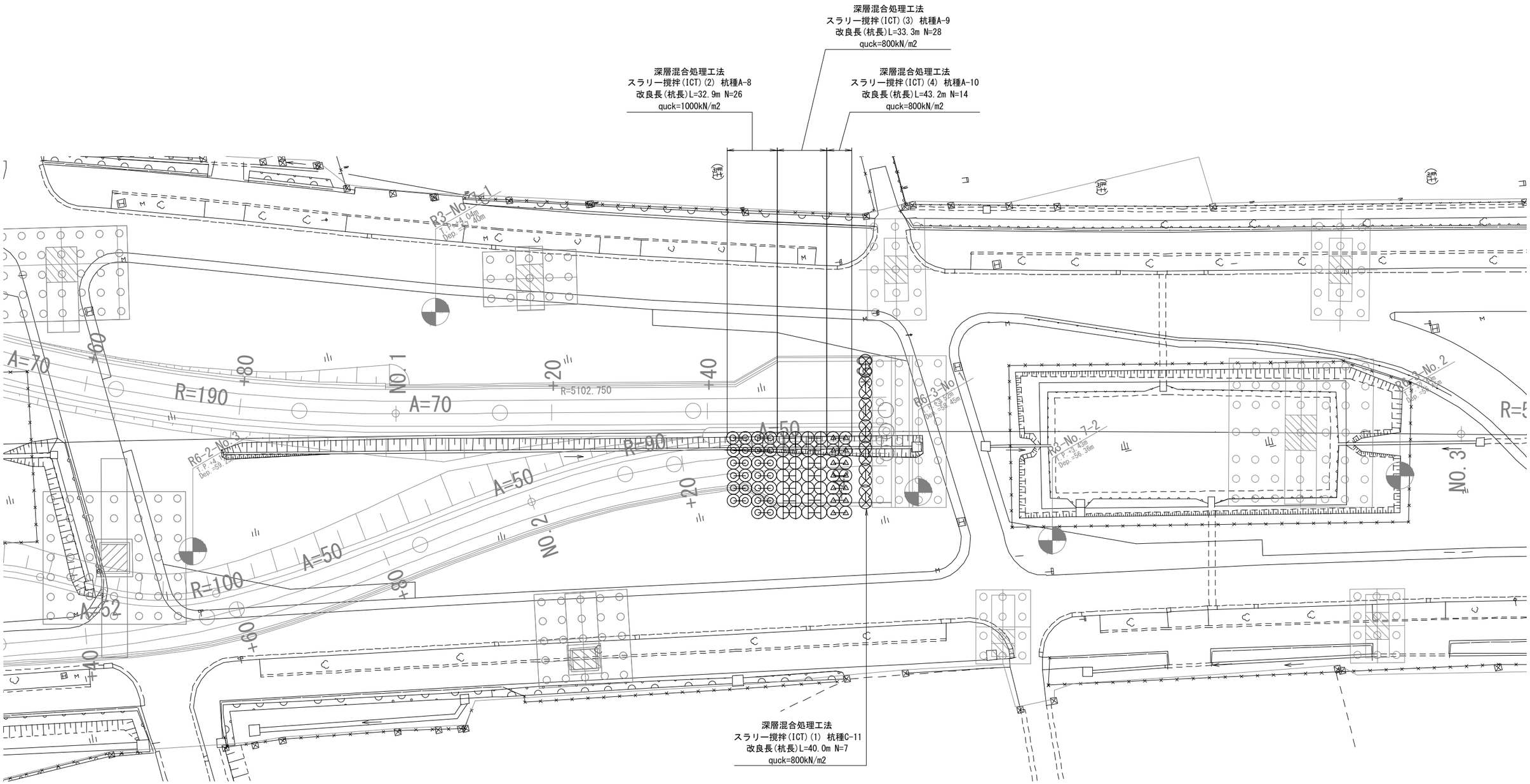

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	平面図		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮尺	1:250	図面番号	2 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

縦断図 S=1:400

地層区分凡例

地質年代			地層名	記号
現世			盛土・表土層	B
第四紀	完新世	沖積層	第1粘性土層	Ac1
			第1砂質土層	As1
			砂質粘性土層	Asc
			第2粘性土層	Ac2
			第2砂質土層	As2
			第3粘性土層	Ac3
			第4粘性土層	Ac4
			第3砂質土層	As3
			第5粘性土層	Ac5
			第1礫質土層	Asg
	更新世	洪積層	第1砂質土層	Ds1
			第1粘性土層	Dc1
			第2砂質土層	Ds2
			第2粘性土層	Dc2
			第3砂質土層	Ds3
			第1礫質土層	Dg1
			第3粘性土層	Dc3
			第4砂質土層	Ds4
			第2礫質土層	Dg2

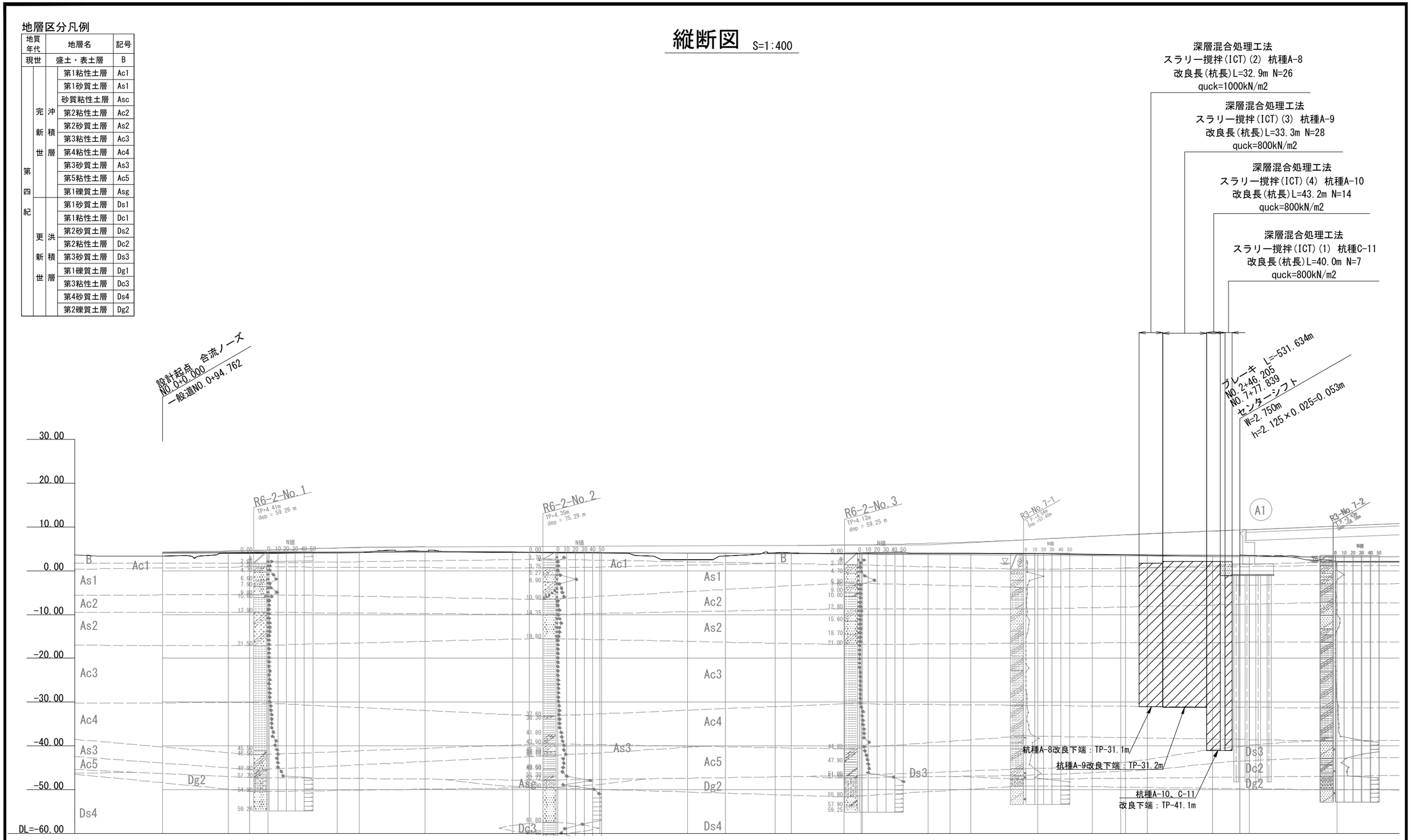

注1) 地質縦断図は、R5東埼玉道路橋梁詳細設計（その2）業務の
Bランプ1号橋の条件をオンランプ線形に合わせて反映している。

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	縦断図		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮尺	1:400	図面番号	3 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

標準横断図 S=1:150

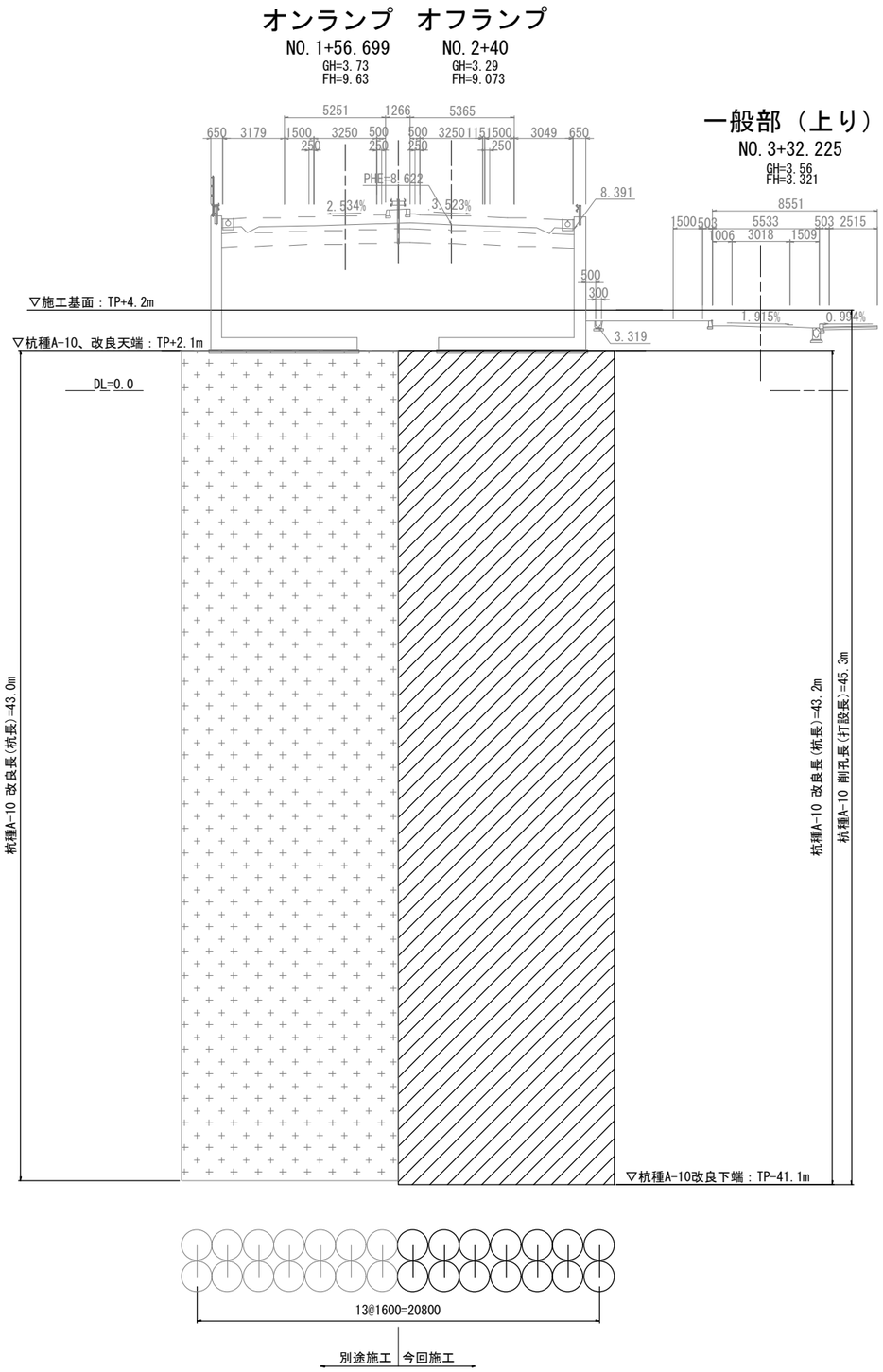

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	標準横断図		
作成年月日	令和　8 年　6 月　日		
縮尺	1:150	図面番号	4 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

横断図(1)　S=1:150

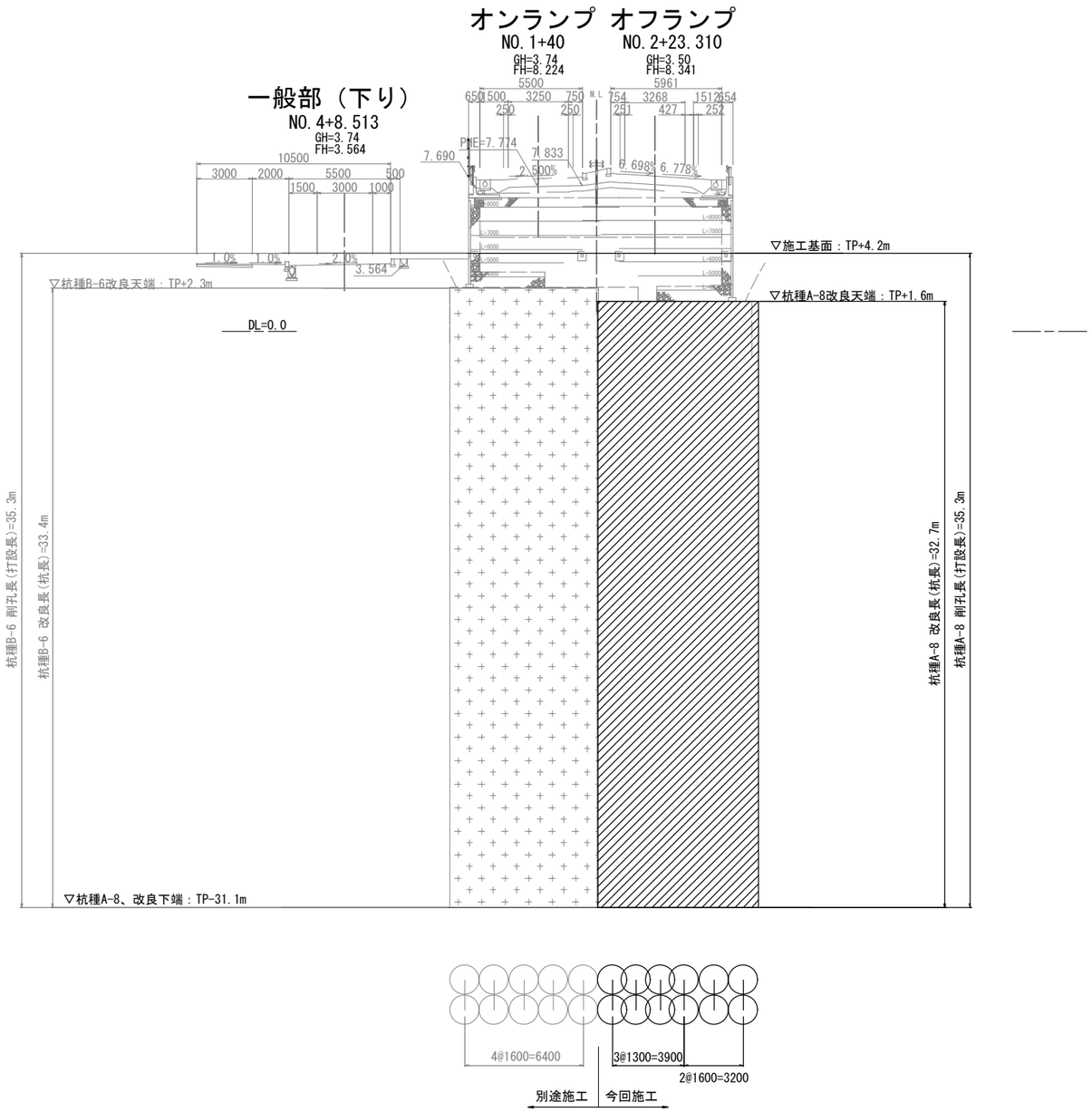

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	横断図(1)		
作成年月日	令和　8 年　6 月　日		
縮尺	1:150	図面番号	5 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

横断図(2)　S=1:150

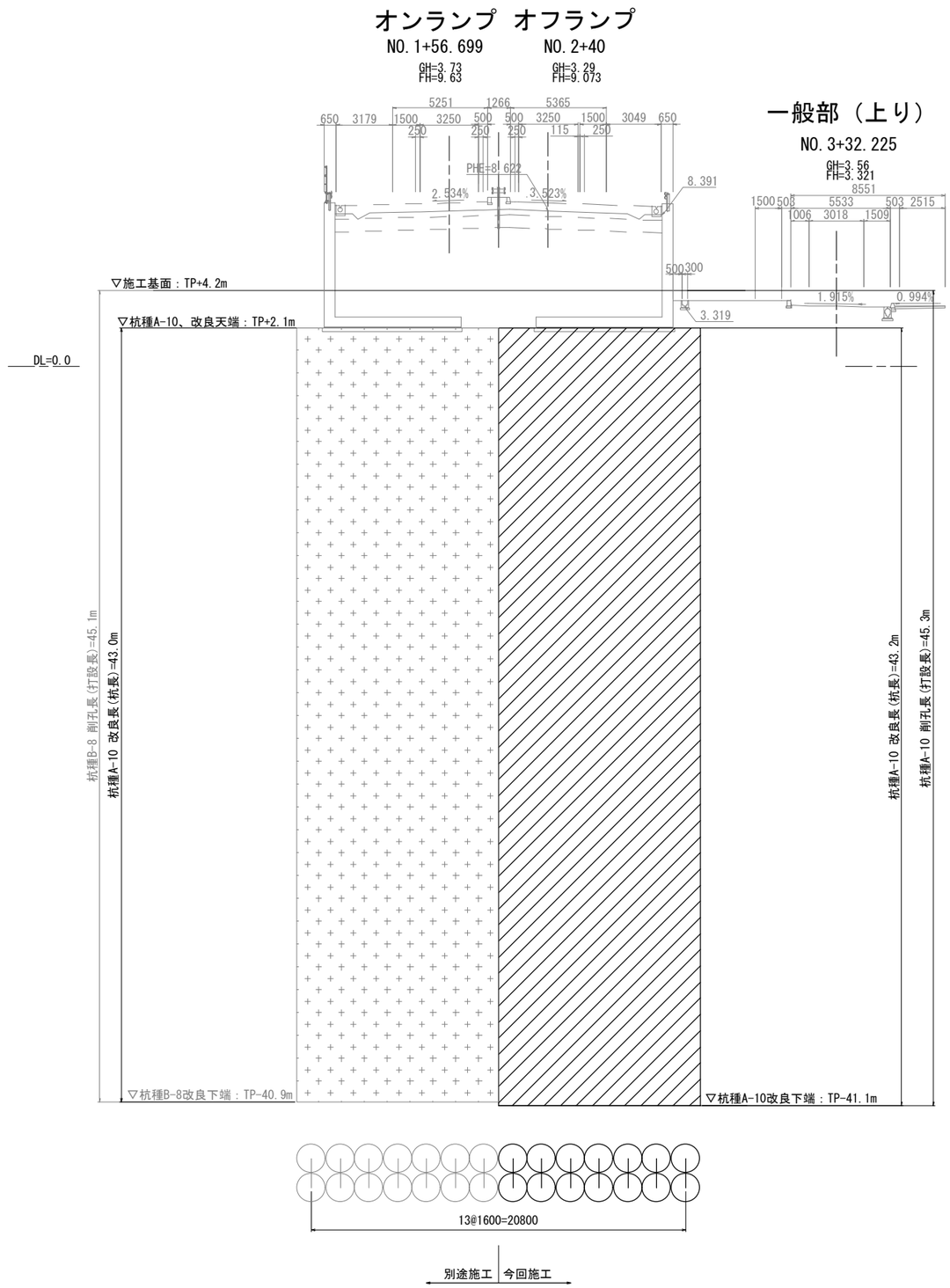

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	横断図(2)		
作成年月日	令和　8 年　6 月　　日		
縮尺	1:150	図面番号	6 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

横断図(3)　S=1:150

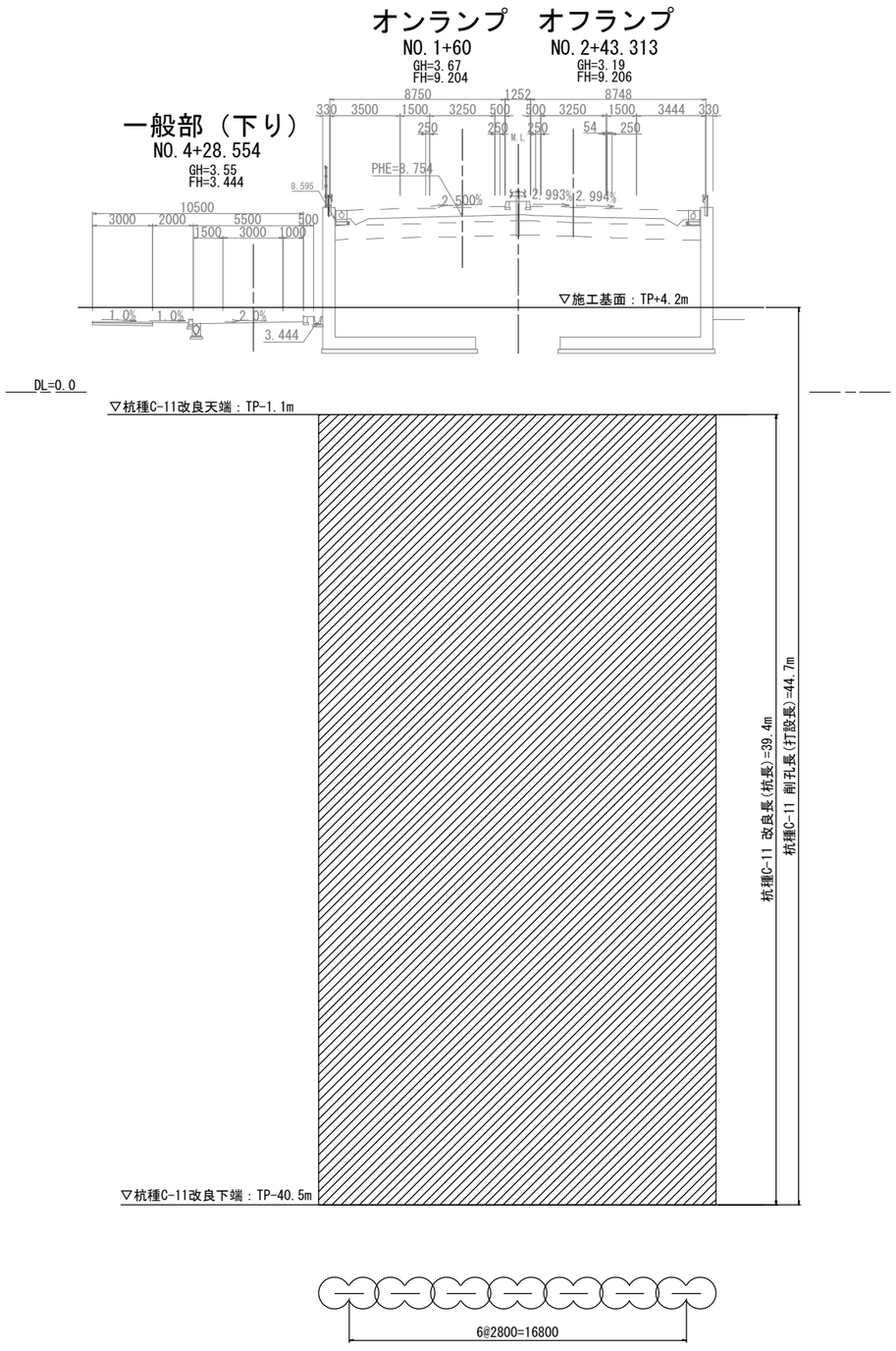

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図面名	横断図(3)		
作成年月日	令和　8 年　6 月　　日		
縮尺	1:150	図面番号	7 / 8
会社名	ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良		式	1	
地盤改良工		式	1	
固結工(ICT)		式	1	
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)(1) 杭種C-11	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 40m	本	7	
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)(2) 杭種A-8	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.3m 長さ(杭長) 32.9m	本	26	
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)(3) 杭種A-9	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.4m 長さ(杭長) 33.3m	本	28	
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)(4) 杭種A-10	ｾﾒﾝﾄ系固化材(特殊土用)･ﾊﾞﾗ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 45.3m 長さ(杭長) 43.2m	本	14	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	Ｒ７国道４号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その１工事		
図 面 名	数量総括表		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	―	図面番号	8 / 8
会 社 名			
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		